

○学期末試験欠席の取扱いに関する申し合わせ

平成18年1月18日第9回教授会

茨城県立医療大学履修規定第8条に規定する試験欠席については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 病気その他やむを得ない事由により試験を受けることができない者は、試験開始時までに、事務局教務課までに連絡し、すみやかに試験欠席承認願を提出しなければならない。
試験欠席承認願には、病気の場合にあたっては医師の診断書、その他の場合にあたっては理由書を添付するものとする。
ただし、やむを得ない事情により試験欠席承認願の提出ができない場合には、前記にかかわらず、事務局教務課へ電話等により連絡をするものとする。なお、やむを得ない事情が解消した時点で、すみやかに試験欠席届を提出しなければならない。
- 2 前項により、試験欠席の連絡があった場合は、次のいずれかの処理を行う。
 - (1) 試験欠席承認願の提出があった場合
 - ①事務局教務課は、試験欠席承認願の写しを関係者へ送付して報告を行う。
 - ②関係者は、状況調査を行い、調査結果に基づき、当該試験欠席承認願の取り扱いについて決定を行う。
 - (2) 試験欠席承認願の提出が遅れる場合
 - ①教務課は、関係者に試験欠席の連絡があった旨の報告を行う。
 - ②関係者は、状況調査を行い、調査結果に基づき、当該試験欠席の取り扱いについて決定を行う。
 - ③事務局教務課は、試験欠席届が提出された時点で、すみやかに、試験欠席届の写しを関係者に送付して報告を行う。
- 3 試験欠席承認願（届）の取り扱いについては、原則として、学務委員会での報告事項とする。